

京都市上下水道料金制度の 在り方等についての意見書

京都市上下水道料金制度審議委員会

平成24年11月

目 次

はじめに	1
1 京都市上下水道料金制度の現状及び課題	
（１）現状	2
（２）課題	3
2 市民意見の募集	
（１）市民意見募集の実施	4
（２）市民意見募集の結果概要	5
3 上下水道料金制度の在り方	
（１）基本的な考え方	6
（２）見直しの方向性	6
4 上下水道事業等に関わる課題	
（１）災害対策	8
（２）老朽管の取替え等	9
（３）経営基盤強化	9
（４）公衆浴場業及び染色整理業に関する料金	9
おわりに	9
・ 資料	
・ 京都市上下水道料金制度審議委員会 委員名簿	
・ 京都市上下水道料金制度審議委員会 審議経過	
・ 京都市上下水道料金制度審議委員会設置要綱	

はじめに

京都市は今年、水道創設１００周年を迎え、また、下水道の事業開始から８０年以上の歴史を有し、共に普及率が９９％を超える高水準に達している。かつての整備拡張から維持管理へと時代が移る中、現在の上下水道の事業運営においては、平成１９年に策定した期間１０年の経営戦略の柱である「京(みやこ)の水ビジョン」の下、水道水の供給、下水の処理・雨水の排除といった上下水道サービスの提供を、概ね着実に遂行してきた。

他方、個々の利用者が密接に関わる上下水道の料金制度については、昭和５６年に基本水量を８ｍ^３から１０ｍ^３に引き上げて以降、料金改定を除き、大きな見直しが行われていない。しかし、現在まで約３０年の間に、上下水道事業を取り巻く状況には、大きな変化が生じているところである。

近年の水需要は、景気の停滞や節水型社会の進展によって減少傾向が続いている。また、水道を利用する世帯の数が増加する一方で１世帯当たりの使用水量は減少するなど、水需要の構造も変化している。

京都市は、このような水需要の減少や構造変化に対応した上下水道料金制度の整備・改善を、「京(みやこ)の水ビジョン」後期５箇年の実施計画の重要課題に位置付け、今日の社会状況を踏まえた在り方の検討を進めており、その中で、利用者及び専門家から幅広い意見を聴くことを目的に、平成２３年９月、本委員会を設置した。

本委員会では、平成２３年１１月から１年にわたる計７回の会議の開催と、その間の市民意見募集の実施により、京都市の上下水道料金制度（料金体系及び料金収納サービス等）に関する課題の洗い出しを行うとともに、その対応策等についての審議を行ってきた。この度、委員会としての意見を取りまとめたので、ここに提言する。

なお、上下水道料金制度のうち料金改定に関わる料金水準については、京都市が今後の財政収支の見通しなどを基に判断するものとして、本委員会に対して意見を求めているため、本委員会では検討を行っていない。

平成２４年１１月２１日

京都市上下水道料金制度審議委員会
委員長 藤 井 秀 樹

1 京都市上下水道料金制度の現状及び課題

(1) 現状

ア 水需要

(ア) 水需要の減少

水道の有収水量は平成2年度、下水道の有収汚水量は平成9年度をピークとして、減少傾向が続いている。【資料1 水量の推移】

(イ) 水需要の構造変化

節水機器の普及や世帯人員の減少から基本水量以下の利用者が増加するとともに、事業所等における水使用の節減や地下水利用の拡大等により大口利用者の水道使用量も減少している。【資料2 1利用者当たり使用水量の推移】

イ 料金体系

(ア) 水道

基本料金は口径別、従量料金は口径に関わらず単一の料金体系で、基本水量 10 m³（1 箇月）が全ての口径に付与されている。用途別料金については実施していない。基本水量を超える 11 m³以上での水量区画の数は7である。逓増度^{*}は3.9で、他の大都市と比べてやや高い。【資料3 料金表】【資料4～8 料金表の他都市比較】

^{*} 料金表の最高単価が最低単価（10 m³使用時）の何倍かを示すもの。

(イ) 下水道

基本使用料は均一で、基本水量 10 m³（1 箇月）が付与されている。基本水量を超える 11 m³以上での水量区画の数は5である。逓増度は3.1で、他の大都市と比べて非常に低い。【資料3 料金表】【資料4～8 料金表の他都市比較】

ウ 料金収納サービス

上下水道料金の支払方法は、2 箇月ごとの、銀行の口座振替又はコンビニエンスストア、銀行若しくは営業所の窓口払である。

エ その他

(ア) 地下水利用専用水道

市内に44件の地下水利用専用水道が導入されており、これらによる年間の水道料金減収額は約8億8千万円と推計されている。【資料9 地下水利用専用水道の使用量等】

(イ) 加入金

新たに水道の給水装置を設置するなどの際に、口径別に一定額を納入する制度を設けている。【資料10 加入金に関する状況】【資料11 加入金の他都市比較】

(ウ) 資産維持費^{*}

水道、下水道ともに、現行の料金には算入していない。

^{*} 施設の改築更新等を行う場合、その財源には施設の減価償却費等で得られる資金を充てているが、名目の資本額を維持したのでは実質の資本価値が維持できな

い。(例えば、40 年前に 100 万円で整備した施設を、現在、100 万円の資金で更新することはできない。)このような問題を解決するためには、料金・使用料の原価計算の際に、施設の改築更新や機能向上のための財源となる「資産維持費」を算入して、事業維持に必要な資金を得ることが一般的には適当とされている。

(2) 課題

上下水道事業に関する説明を京都市から聴取し、本委員会において、上下水道料金制度の課題について洗い出しを行い、次のとおり整理した。

ア 基本水量

水道では、1 箇月当たりの基本水量として 10 m³が付与されているが、節水機器の普及や世帯人員の減少により、一般家庭の水道利用者では、基本水量以下しか使用されない方が約 37%を占め、全体の 3 分の 1 を超えている。使用しない水量分も含めて基本料金を支払う形となっている利用者の割合が多く、しかも過去十数年の間に漸増している。(下水道も同じ状況にある。)【資料 1 2 基本水量以下の利用者の推移】

イ 水量区画

水道では、水量区画別の水需要の動向において、20 m³以下の小水量の部分で利用者・水量の割合が増加し、他方、大水量の部分の割合が減少している。水量区画の数やそれぞれの範囲が、このような水需要の構造変化に対応していないと思われる。(下水道も同じ状況にある。)【資料 1 3～1 6 使用水量別の利用者・水量の割合】

ウ 基本料金・基本使用料

上下水道事業は典型的な装置産業であり、装置の整備・更新・維持管理等に係る固定費は基本料金・基本使用料によって回収するのが理論的には理想とされているが、固定費の全てを基本料金・基本使用料に配分した場合には、生活用水が極めて割高となり、公共料金として非現実的な料金体系となってしまうため、現行の料金制度では、固定費の多くを従量料金・従量使用料に割り振っている。しかし、水需要の減少傾向の下、今後も従量料金・従量使用料は減少を続けると見込まれることから、将来的には、固定費の回収に支障が生じるものと懸念される。【資料 1 7 固定費・変動費と基本料金・従量料金】【資料 1 8 固定費の内訳】

エ 逓増度

従量料金・従量使用料における最高単価と最低単価の格差が逓増度として表れるが、これは、使用水量の違いによる料金負担の差を示す一つの指標である。京都市の逓増度は、他の大都市と比べて水道がやや高く、下水道が非常に低く設定されている。このような現行の逓増度については、水需要の構造変化に照らして見直しの検討を行う必要があると思われる。【資料 7・8 料金表の他都市比較】

オ 地下水利用専用水道

地下水利用専用水道を導入し、大口径の給水管を接続しながらも、水道水の使用が著しく少ない利用者は、水道施設の整備と維持のために本来負担すべき額より大幅に少ない水道料金しか負担していない。地下水利用専用水道を導入し、一種の安全策として水道を用いるのは、企業・事業者の経営努力の現れとして、その趣旨は理解できるが、水道事業全体の視点からは、利用者間の料金負担に不公平が生じていることを問題とせざるを得ない。このような、大口径の給水管の接続に見合う負担をしていない実態は、基本水量以下の利用者が使用しない水量分も含めた基本料金を負担している状況とは対極的なものとなっている。【資料１９ 地下水利用専用水道の問題点】

カ 料金の支払方法

クレジット払制度の導入について多くの利用者から要望があるが、当該制度を導入した場合、口座振替からの移行が見込まれ、上下水道事業者の手数料負担が増加するものと予想される。こうして発生する料金回収コストの相違をそのままにしておくことは、利用者間の負担の公平性の観点から適当と言えない。

【資料２０ 料金の支払方法の状況・コスト比較】

キ 加入金

加入金は、新旧利用者間の負担の公平性を図る目的で導入されたものであり、施設の改築更新や機能向上のための財源となる。加入金制度は、他都市でも広く実施されているが、その意義、位置付け等について、点検を行っておくことが必要である。

ク 資産維持費

京都市では現在、料金の算定において資産維持費は制度として導入されていないが、施設の改築更新や機能向上のための財源となるものであり、日本水道協会の「水道料金算定要領」などにも料金原価のあり得べき一要素として規定されている。上下水道事業を取り巻く近年の社会状況を踏まえ、資産維持費の取扱いについて見直しを行うことが必要である。

2 市民意見の募集

(1) 市民意見募集の実施

これまで長い期間をかけて定着してきた上下水道料金制度の見直しは、全ての京都市民の負担や利便に影響を及ぼすこととなる。そこで、本委員会では、審議を進めるに当たっての参考とするため、市民意見募集を実施し、市民・企業・事業者から、広く上下水道料金制度に関する意見を得た。

ア 実施期間

平成２４年４月１６日（月）～５月１８日（金）

イ 意見の数

１，２００件（市民１，１４６件，企業・事業者４３件，不明１１件）

(2) 市民意見募集の結果概要

ア 水道の基本料金について

① 今のままでよい	7 2 %
② 給水管の口径による金額の差を縮める方がよい	1 9 %
③ 給水管の口径による金額の差を広げる方がよい	7 %
④ その他	2 %

イ 基本水量について

① 今のまま (20 m ³) でよい	6 8 %
② 20 m ³ より少ない方がよい	1 5 %
③ 廃止 (0 m ³) する方がよい	5 %
④ 20 m ³ より多い方がよい	1 0 %
⑤ その他	2 %

ウ 従量料金・従量使用料の逡増制について

① 今のままでよい	5 5 %
② 料金単価の差を小さくする方がよい	3 7 %
③ 料金単価の差を大きくする方がよい	7 %
④ その他	1 %

エ 水量区画の数について

① 今のままでよい	7 0 %
② 数を減らす方がよい	1 4 %
③ 数を増やす方がよい	1 3 %
④ その他	3 %

オ 地下水利用専用水道への対策について

① 今のまま (何も行わない) でよい	4 7 %
② その設置者に何らかの負担を求める方がよい	3 6 %
③ その設置者に水道水の利用促進を図る方がよい	1 3 %
④ その他	4 %

カ 料金の支払に関するサービスについて

① 今のままでよい (銀行口座振替, 銀行やコンビニなどの窓口支払)	7 5 %
② 料金が少し上がっても, 新たなサービスがある方がよい	2 5 %

この内訳	
1) クレジットカードによる支払	(2 4 %)
2) 料金引き落とし日の選択 (口座振替のみ)	(1 8 %)
3) 毎月払 (口座振替のみ)	(1 9 %)
4) 口座振替利用者に対する割引	(3 4 %)
5) その他	(5 %)

3 上下水道料金制度の在り方

(1) 基本的な考え方

上下水道料金制度については、生活用水事業としての公共性、利用者間の負担の公平性、利用者にとっての制度の分かりやすさ、持続可能な上下水道事業経営の確立などを考慮しながら、社会状況の変化等に対応した整備・改善を図っていく必要がある。

しかし他方、市民意見募集の結果では、地下水利用専用水道に関する項目以外の全ての項目で、「今のままでよい」とする回答が半数を超えている。このことから、現状の料金制度に関して市民から概ねの理解が得られており、大きな変更は望まれていないものと考えられる。

本委員会では、以上のような留意点を踏まえて総合的に判断し、京都市の上下水道に係る料金体系及び料金収納サービスの見直しの方向性について、意見を取りまとめた。

(2) 見直しの方向性

課題を有するそれぞれの項目について、以下に示す見直しを進めることが適当である。

ア 基本水量

小口径の給水管において、中長期的には廃止の方向を考えつつ、当面は、そこに至る通過点として、半分程度とするなど、一定の引下げを行うこと。

基本水量は、公衆衛生の維持・向上の観点などから、一定水量までの料金を定額とし、生活上必要な水を安価に供給する仕組みとして運用されてきたが、理論的な根拠を持つものではない。利用者のライフスタイルが変化し、ニーズが多様化する現在では、古い制度と言わざるを得ないものである。しかし、基本水量の全面的な廃止は、基本料金の減収・従量料金の値上げの要因となる。また、市民意見募集では「廃止（0 m³）する方がよい」とする意見は5%に過ぎなかった。これらを考慮すると、一般家庭用などの小口径について基本水量を直ちに全面的に廃止することは適当ではなく、また現実的でもない。

イ 水量区画

小水量区画においては分割、大水量区画においては統合を行うこと。

利用者が集中している小水量の水量区画を分割し、分割した水量区画ごとに逓増制に基づいて異なる単価を設定することにより、使用水量の実態に応じた、きめ細かい料金の適用が行われる。これによって、社会的資源の配分の観点から、より望ましい料金制度が実現する。一方、大水量の部分では利用者が少なく、細かく区画を区切っても、現実的な意味がほとんどない。

ウ 基本料金・基本使用料

基本料金・基本使用料への固定費の配分割合を増加させること。

上下水道事業について、水需要が減少していく中、安全、安心、安定を確保しながら長期的に事業を維持していくためには、適切な基本料金・基本使用料を設定することが避けて通れない課題となる。現状で多くの部分を従量料金・従量使用料に割り振られている固定費について、その一部を水量減少の影響を受けない基本料金に配分し直し、その確実かつ安定的な回収の仕組みを構築することが必要となっている。

エ 逓増度

他の大都市との比較も勘案し、現行の逓増度から、水道は引き下げ、下水道は引き上げること。

逓増制は、大量使用を抑制することに加え、基本料金の抑制分を大口利用者が負担する従量料金に移転する制度^{*}として機能し、その負担の程度が、逓増度として示されている。したがって、固定費の基本料金への配分割合を高め、大口利用者が負担する基本料金を引き上げる場合は、それに応じて従量料金における逓増度を引き下げる必要がある。水道については、給水管の口径別を用いて基本料金に格差を設けることが可能であるが、下水道では、そのような区別を行うことができず、基本使用料は均一とされている。このため、水道・下水道によって従量料金の逓増度の取扱いに違いが生じることになる。

^{*} この理由としては、上下水道事業の公共性から生活用水に配慮するほか、下水道に関して、需要の変動が大きい大量排出者に費用を傾斜的に配分することなどが挙げられる。

オ 地下水利用専用水道

大口径の給水管の基本料金・基本水量を引き上げ、新たな基本水量制を導入し、併せて、大水量区画における従量料金単価を引き下げること。

現行制度の枠組みを越えたところでは、負担金制度や個別需給給水契約制度などが考えられるが、その採用については、将来考慮すべき課題として引き続き検討を進めること。

現状では、地下水利用専用水道の利用者とその他の利用者の間に料金負担の不公平が生じており、何らかの対策が必要である。しかし、現行の料金体系を大幅かつ急激に変更するような制度改革は、既存の地下水利用専用水道の利用者から理解を得られず、現実的ではないと思われる。このため、差し当たりは、現行制度の枠内で対策を講じることが望ましい。具体的には、大口利用者の基本水量の調整と併せて、基本料金の部分で増額を図るとともに、従量料金の部分で逓増度を見直し、大口利用者の水利用を誘導することなどが考えられる。

カ 料金の支払方法

料金の支払方法のメニューにクレジット払を加えるとともに、口座振替割引制度など、支払方法による料金収納コストの格差に関して公平を図る仕組みについて検討すること。

クレジット払制度の導入は、料金支払に関して豊富なメニューを示し、選択の幅を広げることにつながるため、利用者にとっては望ましいものと考えられる。しかし、そのメニューの運用に新たなコストを要し、料金収納コストに格差が生じるのであれば、電気料金などの支払方法も参考にしながら、利用者間で不公平にならない仕組みを構築することが必要である。例えば、口座振替を選択し料金収納コストの節約に貢献する利用者に対しては、その節約分を、料金割引等を通じて還元することなどが考えられる。

キ 加入金

制度を継続するとともに、資産維持費と併せた検討を行うこと。

加入金は、水道法第14条第1項に定める「その他の供給条件」に法的根拠を持ち、その基本的な性質は水道施設の利用権の対価とも考えられるものである。現在も、利用者間の負担の公平性を図る観点から一定の役割を果たすとともに、水道事業の安定的経営に寄与している。しかし、収入額が新たな加入者数に左右されるため、将来的には減収が見込まれる。

ク 資産維持費

資産維持費を制度として導入すること。算入する額については、京都市における施設の改築更新等の必要性を十分に勘案するとともに、資産維持率など算定式を明示し、市民の理解が得られる水準とすること。

資産の維持は、本来、資本コストを資産維持費として料金で回収することによって図られるべきである。上下水道事業において、規模の拡大から横ばい・縮小へ、施設の整備拡張から維持管理へと時代が変化し、また、加入金収入の減少も見込まれる中、長期にわたって安全、安心、安定を確保しながら運営を継続していくためには、資産維持費を導入し、これを料金原価に算入することが避けて通れない課題になると考えられる。

4 上下水道事業等に関わる課題

京都市の上下水道料金制度を審議する過程で言及した、事業等に関わる課題については、以下のとおりである。

(1) 災害対策

昨年3月の東日本大震災では、被災地の水道・下水道施設が甚大な被害を受けたことから、改めて、地震等の災害対策の重要性が再認識されている。管路・施設の耐震化を一層促進するとともに、被害を受けても早期の機能回復を図れるよ

うに、災害に強い上下水道の構築を進めることが必要である。

(2) 老朽管の取替え等

高度成長期に集中的に建設された多くの管路や施設が順次耐用年数を迎えるなど、老朽化が進行している。水道・下水道は市民のライフラインとして不可欠の都市設備であり、その機能障害・停止は多くの市民の日常生活に甚大な被害を及ぼす。昨年、洛西地区で度重なった配水管の破損事故等も教訓とし、老朽化した管路の取替え等を更に推進していくことが必要である。

(3) 経営基盤強化

水需要の減少傾向が続き、今後も厳しい財政収支が見込まれる。持続可能な事業経営を確立するため、一層効率的・効果的な事業運営を実施していくことが必要である。

(4) 公衆浴場業及び染色整理業に関する料金

現在、公衆浴場業及び染色整理業に対しては、公衆衛生の向上・増進や京都市の都市特性の観点から、条例等の規定によってそれぞれ低廉な上下水道料金を適用している。この措置は、継続していくことが適当と考えられるが、今後、更に検討を進める必要がある。

おわりに

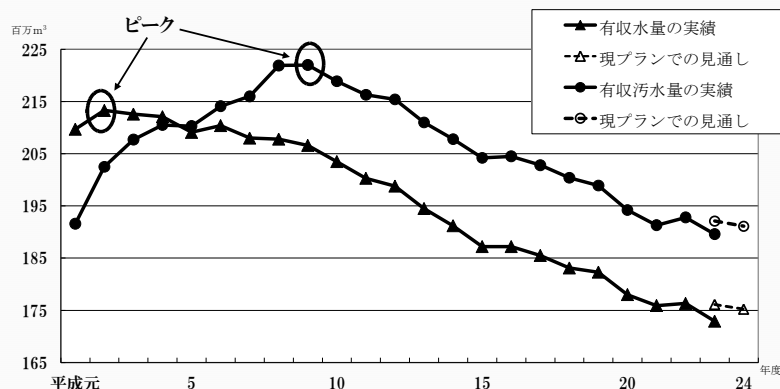
本意見書では、京都市の上下水道料金制度のうち、料金体系及び料金収納サービスに関して見直しの方向性を示した。しかし、それらは現時点での差し当たりの方向性であり、将来にわたる制度の妥当性を保証したものではない。京都市においては、今後も、社会状況の変化等を見極め、より適切な上下水道料金制度の実現に向けて、不断の努力を重ねられることを期待する。

資料

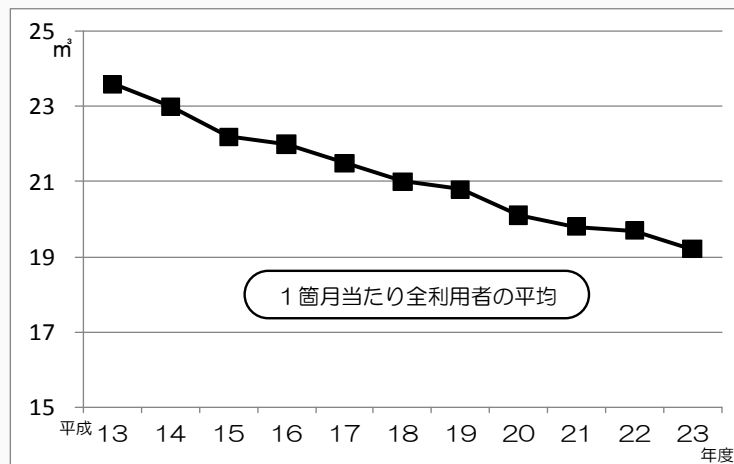
【資料 1 水量の推移】		i
【資料 2 1利用者当たり使用水量の推移】		ii
【資料 3 料金表】		ii
【資料 4 料金表の他都市比較】 水量区画の数（水道 1）		ii
【資料 5 料金表の他都市比較】 水量区画の数（水道 2）		iii
【資料 6 料金表の他都市比較】 水量区画の数（下水道）		iii
【資料 7 料金表の他都市比較】 逓増度（水道）		iii
【資料 8 料金表の他都市比較】 逓増度（下水道・上下水道）		iv
【資料 9 地下水利用専用水道の使用量等】		iv
【資料 10 加入金に関する状況】		iv
【資料 11 加入金の他都市比較】		v
【資料 12 基本水量以下の利用者の推移】		v
【資料 13 使用水量別の利用者・水量の割合】 利用者〈水道〉		v
【資料 14 使用水量別の利用者・水量の割合】 利用者〈下水道〉		vi
【資料 15 使用水量別の利用者・水量の割合】 水量〈水道〉		vi
【資料 16 使用水量別の利用者・水量の割合】 水量〈下水道〉		vi
【資料 17 固定費・変動費と基本料金・従量料金】		vii
【資料 18 固定費の内訳】		vii
【資料 19 地下水利用専用水道の問題点】		vii
【資料 20 料金の支払方法の状況・コスト比較】		viii

【資料1 水量の推移】

平成 23 年度		(単位 千 m)			
給水量	201,464	浄水場から送り出された水量	流入下水水量	375,469	水環境保全センターに流れ込む水量
有収水量	172,917	水道料金収入の対象となる水量	有収汚水量	189,593	下水道使用料収入の対象となる水量
その他	28,547	水道事業用水、漏水等の水量	その他	185,876	雨水、地下浸入水等の水量



【資料2 1利用者当たり使用水量の推移】



【資料3 料金表】

京都市 上下水道料金表（1か月分・税抜額）

		水 道		下 水 道
基本料金・ 基本使用料		給水管の口径	13mm/20mm	870円
			25mm	1,690円
			40mm	2,470円
			50mm	9,250円
			75mm～	15,470円
従量料金・ 従量使用料	水	1 m³ ～10 m³	（基本水量の範囲）0円	
	量	11 m³ ～30 m³	162円/m³	119円/m³
	区	31 m³ ～100 m³	189円/m³	167円/m³
	画	101 m³ ～200 m³	206円/m³	188円/m³
		201 m³ ～500 m³	223円/m³	206円/m³
		501 m³ ～5,000 m³	262円/m³	218円/m³
		5,001 m³ ～10,000 m³	301円/m³	
		10,001 m³～	339円/m³	

【資料4 料金表の他都市比較】水量区画の数(水道1)

給水管口径13mm（又は家事用・一般用）の水道料金表

(都市名)	京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
基本料金(円)	870	1,320	580	860	530	790	625	950	880	760	680	850
基本水量	基本水量	基本水量	80	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	5	10	17
5m³	基本水量	基本水量	80	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	5	10	17
10m³	162	200	185	128	139	158	154	97	145	106	122	155
20m³	230	230	163	185	226	212	124	155	203	168	243	284
30m³	189	265	205	202	209	247	168	215	229	208	335	387
40m³	206	330	275	298	278	302	293	342	250	241	310	387
50m³	223	350	310	372	329	320	317	368				
100m³	262	375	404	357								
200m³	301											
300m³	339											
500m³												
1,000m³												
5,000m³												
10,000m³												
区画数*	7	6	5	7	9	5	6	7	4	5	5	5

* 11 m³～の区画数

【資料5 料金表の他都市比較】水量区画の数(水道2)

給水管口径50mm(又は業務用・家事以外)の水道料金表

(都市名)	京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
基本料金(円)	9,250	49,000	11,200	20,720	530	790	8,700	950	8,800	2,375	9,840	21,100
5㎡	基本水量				基本水量	基本水量		基本水量		5		175
10㎡					8㎡ 95	8㎡ 43			180	106	122	
20㎡	162	基本水量	205		139	158	267	209		193		243
30㎡					185	226				228	156	
40㎡					194			285	~60㎡ 230			335
50㎡	189			372	209	269				257		
100㎡	206		240		253	293	297		265		208	
200㎡		345			278	320	322		290	288		416
300㎡	223				329							
500㎡		360			343	369		368	330		288	497
1,000㎡	262		310				327			316		
5,000㎡	301	375		404	357	409			360		310	542
10,000㎡	339											
区画数*	7	3	4	2	9	7	4	3	6	6	5	5

* 11㎡~の区画数(基本水量に係る区画を除く。)

【資料6 料金表の他都市比較】水量区画の数(下水道)

下水道使用料表

(都市名)	京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
基本使用料(円)	700	600	703	560	660	630	560	550	470	695	634	760
5㎡	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	13
10㎡				8㎡ 10	8㎡ 20	8㎡ 20				6㎡ 5		
20㎡	119	67	104	110	128	118	108	61	98	106 162(177)	141	152
30㎡		91		140	164	173	160	83		233 (259)		188
40㎡			137	170	242	234	179	103	128		208	246
50㎡	167	118		200	303	264	205	119	152	311 (329)		278
100㎡			225	230	364	299		136	183	344	257	
200㎡	188	145	274	230	364	299	240					311
300㎡	206	168	351	270	~600㎡ 393	341		159	215	101~ 201㎡ :395, 201~ 500㎡ :440, 501~ 1,000㎡ :472, 1,001㎡~ :495	307	366
500㎡			378	310	~2,000㎡ 422 446	389 416		180	230 245			417
1,000㎡		199	406	345	475	472	254	215	245		407	
5,000㎡	218							234	260		412	515
10,000㎡		237	420									
区画数*	5	7	8	8	9	9	6	9	8	5	6	8

* 11㎡~の区画数

注 広島市の()内は営業用で区画数は8

【資料7 料金表の他都市比較】逓増度(水道)

水道料金

(都市名)	京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
基本料金(円)	870	1,320	580	860	530	790	625	950	880	760	680	850
5㎡	基本水量	基本水量	80	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	5	10	17
10㎡				22	8㎡ 95	8㎡ 43	8㎡ 10					
最低単価(A)	87円	132円	138円	97円	72円	87.6円	66.5円	95円	88円	81円	78円	102円
5,000㎡												
10,000㎡	301	375	310	404	357	409	327	368	360	316	310	542
最高単価(B)	339円	375円	310円	404円	357円	409円	327円	368円	360円	316円	310円	542円
B/A	3.9	2.8	2.2	4.2	5.0	4.7	4.9	3.9	4.1	3.9	4.0	5.3

注) 最低単価は、給水管口径13mm又は家事用・一般用で10㎡使用時の単価を用いている。

(最低単価給水管口径20mmの場合)

(都市名)	京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
基本料金(円)	870	1,320	1,250	1,170	530	790	1,070	950	880	810	900	1,330
5㎡	基本水量	基本水量	80	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量	5	10	17
10㎡				22	8㎡ 95	8㎡ 43	8㎡ 10					
最低単価(A)	87円	132円	205円	128円	72円	87.6円	111円	95円	88円	86円	100円	150円
5,000㎡												
10,000㎡												
最高単価(B)	339円	375円	310円	404円	357円	409円	327円	368円	360円	316円	310円	542円
B/A	3.9	2.8	1.5	3.2	5.0	4.7	2.9	3.9	4.1	3.7	3.1	3.6

注) 最低単価は、給水管口径20mm又は家事用・一般用で10㎡使用時の単価を用いている。

【資料8 料金表の他都市比較】通増度(下水道・上下水道)

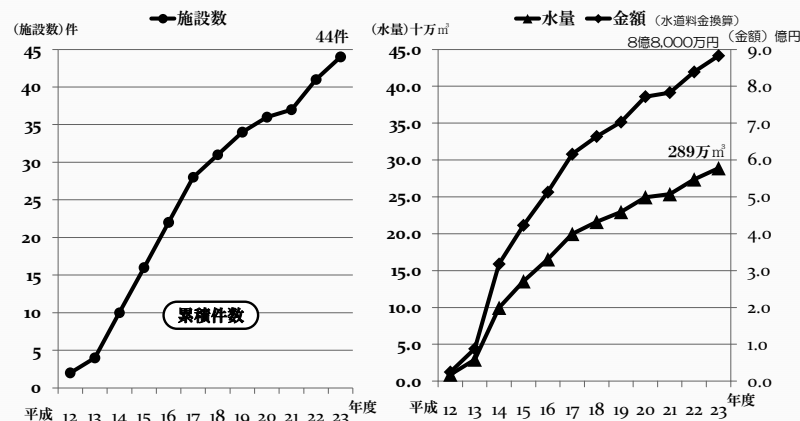
下水道使用料												
(都市名)	京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
基本使用料(円)	700	600	703	560	660	630	560	550	470	695	634	760
5㎡	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量 8㎡	基本水量 8㎡	基本水量 8㎡	基本水量	基本水量	基本水量	基本水量 6㎡	基本水量	13
10㎡				11.0	10	20				5		
最低単価(A)	70円	60円	70.3円	78円	68円	67円	56円	55円	47円	71.5円	63.4円	89円
3,000㎡	218	237	406	345			254			495	407	515
10,000㎡			420		475	472		234	260		412	
最高単価(B)	218円	237円	420円	345円	475円	472円	254円	234円	260円	495円	412円	515円
B/A	3.1	4.0	6.0	4.4	7.0	7.0	4.5	4.3	5.5	6.9	6.5	5.8

注) 最低単価は、10㎡使用時の単価を用いている。

上 下 水 道 料 金												
(都市名)	京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
最低単価(A)	157円	192円	208.3円	175円	140円	154.6円	122.5円	150円	135円	152.5円	141.4円	191円
最高単価(B)	557円	612円	730円	749円	832円	881円	581円	602円	620円	811円	722円	1,057円
B/A	3.5	3.2	3.5	4.3	5.9	5.7	4.7	4.0	4.6	5.3	5.1	5.5

注) 最低単価は、給水管口径13mm又は家事用・一般用で10㎡使用時の単価を用いている。

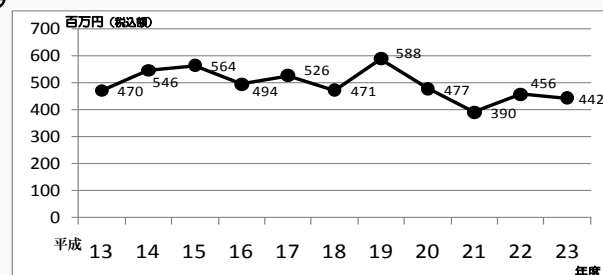
【資料9 地下水利用専用水道の使用量等】



- 平成13年の水道法改正(水道管理業務の委託拡大等)の時期以降に水道使用量が大きく減少した施設について推計しました。
- 地下水用途が雑用水であるため「専用水道」に該当しませんが、水量の減少が大きい1施設を含んでいます。

【資料10 加入金に関する状況】

- 規定
 - 専用装置を新設し、又は給水管の呼び径を増径しようとする者…は、…加入金を納入しなければならない。
(京都市水道事業条例 第24条の2)：昭和43年に導入
 - 加入金とは、給水装置の新設、増径工事の実施に際し、当該工事申込者から、一時金として徴収する負担額をいう。
(日本水道協会「水道料金算定要領」加入金算定基準)
- 目的 新旧利用者間の負担の公平、水道財政基盤の強化など
- 使途 施設整備などの財源
- 収入額の推移



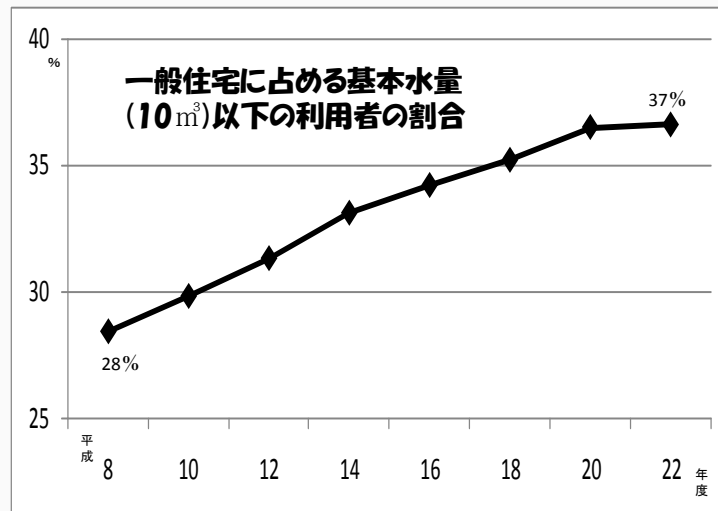
【資料11 加入金の他都市比較】

(税込額, 単位 円)

口径 (mm)	京都市	札幌市	仙台市	東京都	川崎市	横浜市
13	47,250	58,800	102,900	なし	157,500	157,500
20	94,500	168,000	192,150		157,500	157,500
25	141,750	299,250	477,750		157,500	157,500
40	483,000	945,000	1,480,500		1,312,500	1,338,750
50	861,000	1,701,000	2,541,000		2,047,500	2,047,500
75	3,129,000	4,725,000	6,825,000		4,672,500	4,882,500
100	9,618,000	9,660,000	13,965,000		8,347,500	8,347,500
150	26,250,000	27,300,000	39,900,000		18,847,500	18,900,000
200	55,650,000	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額		42,000,000	42,525,000

口径 (mm)	名古屋市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
13	21,000	0	42,000	52,500	46,200	31,500
20	63,000	0	63,000	131,250	75,600	73,500
25	294,000	0	105,000	241,500	231,000	157,500
40	756,000	0	336,000	840,000	770,700	556,500
50	1,260,000	0	567,000	1,575,000	1,344,000	1,018,500
75	2,625,000	2,415,000	1,533,000	4,620,000	3,706,500	2,992,500
100	4,725,000	5,250,000	3,150,000	9,240,000	7,570,500	6,405,000
150	10,500,000	15,750,000	8,400,000	26,040,000	21,000,000	17,325,000
200	18,900,000	32,550,000	17,850,000	55,440,000	17,325,000	32,550,000

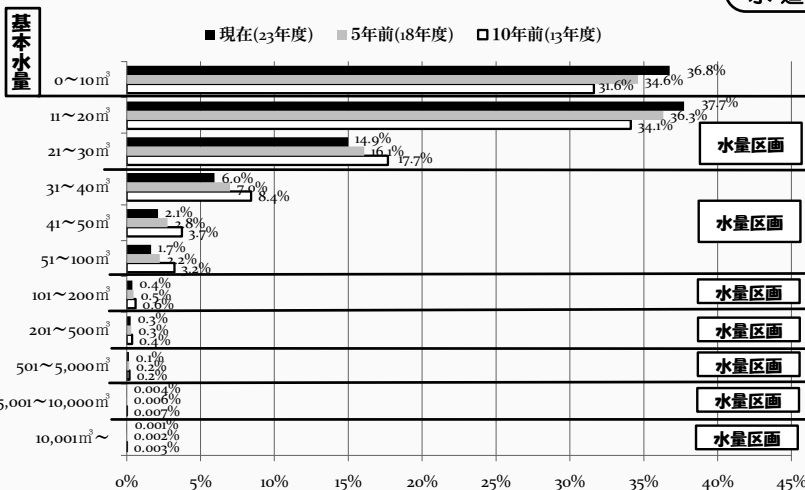
【資料12 基本水量以下の利用者の推移】



【資料13 使用水量別の利用者・水量の割合】

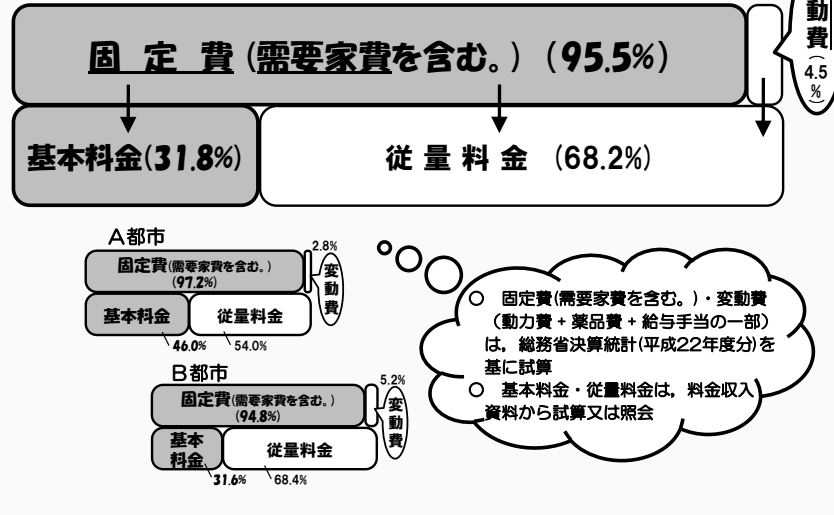
利用者

水道

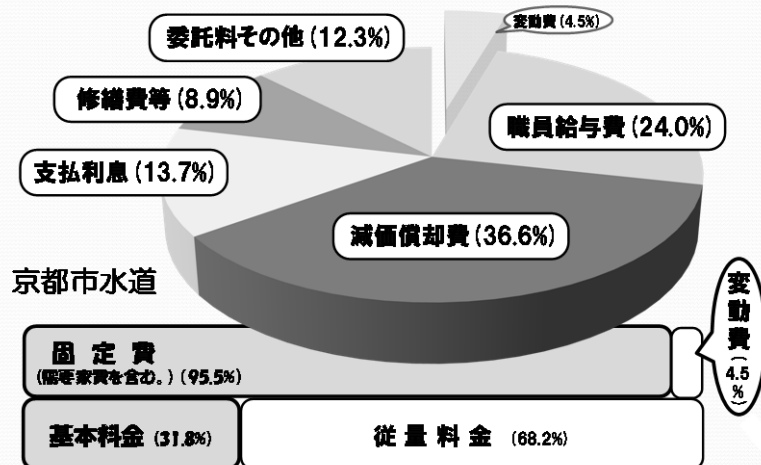


【資料17 固定費・変動費と基本料金・従量料金】

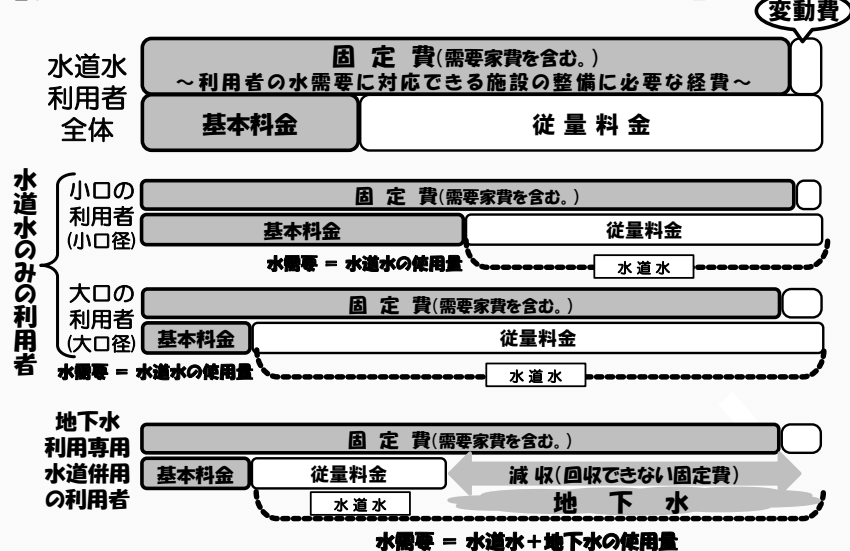
京都市



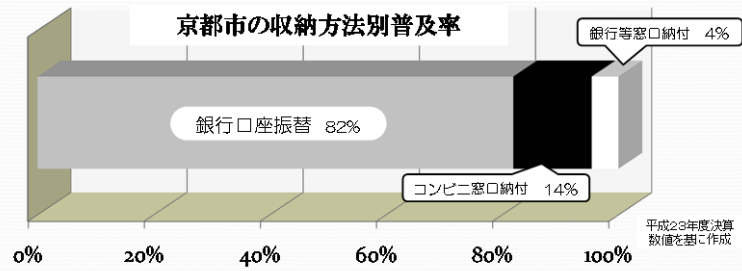
【資料18 固定費の内訳】



【資料19 地下水利用専用水道の問題点】



【資料20 料金の支払方法の状況・コスト比較】



収納方法別1件当たり手数料等（概算額）比較
(単位: 円)

区 分	銀行口座振替		窓 口 納 付		クレジット払
	銀 行	ゆうちょ銀行	コンビニ	銀 行・ ゆうちょ銀行	
取扱手数料等	3	10	56 *	1	※
郵 送 料	—	—	44	44	—
計	3	10	100	45	※

* 収納事務委託コンビニ9社の平均

料金の額に比例し、
例えば手数料が1%の
場合には、
5,000円で50円、
10,000円で100円
となります。

京都市上下水道料金制度審議委員会 委員名簿

(五十音順, 敬称略)

氏 名	役 職 等
おお はし よ し え 大 橋 仔志栄	京都市民生児童委員連盟理事
おか やま か よ こ 岡 山 佳代子	上下水道サポーター
おく はら つね おき 奥 原 恒 興	京都商工会議所専務理事
こ ばやし ゆ か 小 林 由 香	税理士
◎ ふじ い ひで き 藤 井 秀 樹	京都大学教授 (大学院経済学研究科)
まつ あき あつし 松 明 淳	社団法人日本水道協会調査部長
○ みず たに ふみ とし 水 谷 文 俊	神戸大学教授 (大学院経営学研究科)
やす だ けい こ 安 田 桂 子	京都市地域女性連合会常任委員

◎：委員長，○：副委員長

京都市上下水道料金制度審議委員会 審議経過

開催回	年 月 日	主 な 内 容
第1回	平成23年11月7日(月)	委員長・副委員長の選任 京都市の上下水道に関する説明等 審議 ・上下水道料金制度について
第2回	平成24年1月25日(水)	審議 ・上下水道料金制度について ・市民意見募集について ・今後の進め方について
第3回	平成24年3月28日(水)	審議 ・上下水道料金制度について ・市民意見募集について
第4回	平成24年6月4日(月)	審議 ・市民意見募集の結果について ・上下水道料金制度について
第5回	平成24年7月31日(火)	審議 ・上下水道料金制度について
第6回	平成24年8月27日(月)	審議 ・上下水道料金制度について
第7回	平成24年11月6日(火)	審議 ・意見書(案)について

京都市上下水道料金制度審議委員会設置要綱

(設置)

第1条 上下水道料金制度の在り方について、利用者及び専門家から幅広い意見を聴くため、京都市上下水道料金制度審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を管理者に提言するものとする。

- (1) 上下水道料金制度の在り方
- (2) その他上下水道事業に関わる課題

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上下水道局総務部総務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から実施する。